

平成 31 年度「ふるさとづくり青年隊」事業 募集要項
～つなげ！ふるさと・ひと・みらい！～

1 事業目的

この事業は、地域の活性化や課題解決に取り組む団体等と連携して、青年のふるさとへの関心や地域貢献への意識を高め、地域づくりの核となる青年を育成することを目的とする。 ※「青年」とは・・・40歳未満の者をいう。

2 事業内容

地域づくりの核となる青年を育成するために、地域団体等が地域の活性化や課題解決に取り組む過程で、青年を受け入れ、青年とともに考え、ともに取り組む活動を支援する。

3 補助額（定額）

1 団体あたり最大 100 万円まで

但し、平成 30 年度からの継続団体は最大 50 万円まで

（注）事業選定委員会の決定により、1 団体あたりの補助額が 100 万円（新規団体）、50 万円（継続団体）に満たない場合がある。

4 事業団体数

10 団体程度（新規採択団体及び継続団体の合計数）

5 事業期間

事業の採択を決定した日から 2020 年 3 月 31 日まで

6 応募資格

（1）次のいずれかの団体であること。

① 県内の地域団体で、概ね 5 名以上の青年が参画していること。

② 県内の地域団体で構成される協議体で、概ね 5 名以上の青年が参画していること。

（2）継続団体は、昨年度新規採択された団体を対象とし、それ以前に採択された団体は対象外とする。

（3）継続団体の申請事業は、昨年度の成果や課題を整理し、新たに取り組む事業とし、昨年度と同内容のものは認めない。

（4）青少年本部が別に公募する青年を受け入れること。

※ ① 県内の地域団体

ア 概ね小学校区～市町域を活動範囲とする団体で、継続的に活動を行う団体であること。

イ 宗教活動、政治活動を目的とする団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと。

ウ 営利を目的としない団体であること。

エ 事業を実施し、また、本事業について独立した経理を行う能力を有していること。

※ ② 県内の地域団体に構成される協議体

- ア 上記①の地域団体が複数で構成される組織（市町や県機関が構成員となることも可）
- イ 協議体の規約、規程等が定められており、代表者が定められていること。
- ウ 宗教活動、政治活動を目的とする協議体、その他公共の福祉に反した活動を行う協議体でないこと。
- エ 営利を目的としない協議体であること。
- オ 事業を実施し、また、本事業について独立した経理を行う能力を有していること。

7 採択要件

- (1) 地域の活性化や課題解決に向けた取組みで、青年の参画による事業効果が期待できるものであること
- (2) 事業実施にあたる地域団体等（協議体含む）の構成員に、概ね5名以上の青年が含まれること
- (3) 本事業の主旨やねらいを理解し、青年を育成する意欲のある団体であること
- (4) 青年が参加する地域の活性化や課題解決に向けた取組みを、年間を通じて概ね10回以上実施できる団体であること

8 対象となる経費

(1) 要計上経費

青年が事業実施地域や活動場所に旅行するための経費および交流会や活動報告会等に参加するための経費（事業実施団体が補助金から全額支出）

(2) その他の経費

事業に必要な以下の経費とする

- ・謝金（専門家、講師等）
- ・旅費（地域団体等構成員、専門家、講師等交通費、宿泊費）※1
- ・需用費（備品（※2）、消耗品、文房具、活動資材等購入費等）
- ・食糧費※3
- ・印刷製本費（包装資材、チラシ、報告書等印刷費等）
- ・役務費（通信運搬費、広告宣伝料、保険料、会場設営費等）
- ・使用料・賃借料（会場使用料、資機材レンタル料等）
- ・その他事業実施にあたって必要と認められる経費

※1 原則として、国外の移動や資材などの買い出しに係る経費等は対象外とする。

※2 備品購入費の総額は、全体事業費から（1）の要計上経費を除いた額の概ね2分の1以内を上限とする。ただし、できる限りレンタルやリースで対応すること。なお、購入した備品は、備品管理台帳で管理すること。

（備品とは：使用耐用年数が1年以上で取得価格が5万円以上のもの）

※3 原則として、実施計画に掲げている事業内容を達成するために必要な食材に限る（例：レシピ開発、新商品開発等）。

9 応募期間

平成31年2月16日（土）～平成31年3月8日（金）17時必着

10 提出書類

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）
- (4) 広報用レジメ（様式4）

- (5) 団体の概要を記した書類
団体の規約・定款、役員名簿、平成29年度収支決算書・事業実績報告書、平成31年度収支予算書・事業計画書など、団体の運営状況がわかる資料。但し、平成31年度の収支予算書等の提出が困難な場合は平成30年度の収支予算書等の資料でも可とする。
- (6) 提出部数
10部（正本1部、副本9部） ※資料は原則A4サイズ、左上クリップ止め
但し、様式4はデータも提出すること。また、パンフレット等の参考資料を提出する場合は20部提出
- (7) 提出方法
持参または郵送。なお、提出された書類は返却しない。
また、応募に係る一切の費用は、応募団体の負担とする。

11 審査等

- (1) 審査方法
別に設置する事業選定委員会において、提出書類による書類審査（1次審査）の後、プレゼンテーション審査（口頭のみ）と質疑（2次審査）に基づき決定する。なお、書類審査（1次審査）のみで不採択とする場合がある。
事業選定委員会の日程等詳細は、別途通知する。
（平成31年3月27日（水） 兵庫県民会館を予定）
- (2) 審査基準
本事業の目的に対する理解度、事業の実現性、青年の育成効果（青年に期待する役割）、地域との連携・協力体制、事業遂行能力等について総合評価を行う。
- (3) 審査結果
審査結果は、速やかに応募者に通知するとともに当本部のホームページにおいて公表する。

12 事業報告

事業期間終了後は、指定する様式により、事業実施報告書を提出すること。

13 その他留意事項

- ・ 本事業の補助対象経費は、その他の国や県、市町、その他団体における補助事業の対象事業経費と重複しないこと。
- ・ 当本部が主催する説明会（4月）、全県交流会（6月、12月）、活動報告会（3月）に出席すること。

14 提出・問い合わせ先

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館8階

公益財団法人兵庫県青少年本部

活動支援部 上野・西田・細田

電話 078-891-7410 FAX 078-891-7418

E-mail ueno@seishonen.or.jp